

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 JAN (Vol.68)

CONTENTS

海外拠点ニュース米国住宅市場の現状	2
株式会社中国銀行　ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース第68回海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
個人情報処理者の情報処理活動記録（ROPA）の作成と保存について	8
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
個人所得税率の引き下げ　＜マレーシア＞	9
Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） Managing Director	
日本国公認会計士　加藤 芳之氏	
中国および日本の移動規制の動き　など＜香港＞	11
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士　宮本 一氏	
日本国内グループ企業間での再編時の“吸収合併”は、吸収合併なのか？持分譲渡なのか？ ～中国の税法関連規定と過去の判例より～	13
株式会社マイツ　国際事業部　中国室室長　米国公認会計士　古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース 米国住宅市場の現状

株式会社中国銀行
ニューヨーク駐在員事務所

米国では高水準のインフレや急激な金利上昇が継続しており、またパンデミックを契機にハイブリッド勤務が定着するなど、近年の米国住宅市場を取り巻く環境は著しく変化しています。

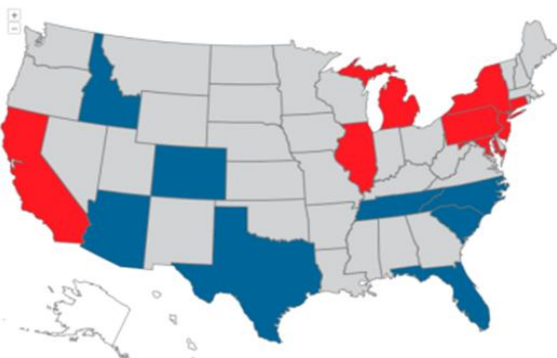
今回はそのような「米国住宅市場の現状」についてレポートします。

1. 米国内の移住トレンド

新型コロナウイルスの流行以前から、物価や税金の高い沿岸都市部から生活コストの安いサンベルト（米国南部地域）に移住する傾向がありましたが、パンデミックによるリモートワークの普及や早期退職者増加の影響もあり、このトレンドは一気に加速しました。

サンベルト（米国南部地域）が人気の理由としては、税金や住宅価格の安さ、温暖な気候などが挙げられます。2021年はニューヨーク州、カリフォルニア州、イリノイ州などから人口が流出する一方、フロリダ州やテキサス州などの南部地域の人口が増加しました。

《 2021 US Migration Report 》



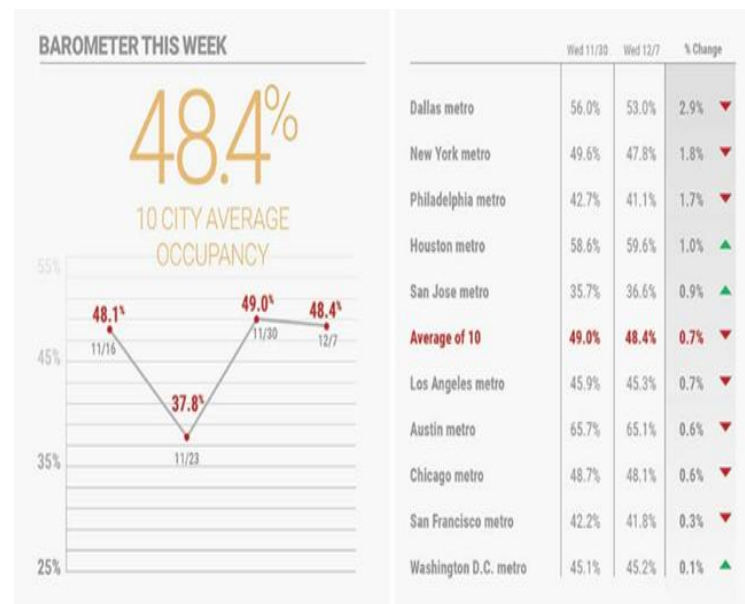
(出所: North American)

※赤色は人口流出、青色は人口流入

2. ハイブリッド勤務の定着

パンデミックによって米国のオフィス勤務者の働き方は一変しました。オフィスでの勤務再開の程度を見る目安として、事務所ビルの入退館データを管理する「Kastle System 社」のデータが用いられることがあります。このうち、主要 10 都市における 2022 年 12 月 7 日時点の出勤率は 48.4% となっており、新型コロナウイルスの影響が薄まりつつある現在でも、未だに多くの企業がハイブリッド勤務を継続していることが分かります。

ハイブリッド勤務の継続により、より広い住居スペースを求めて郊外型住宅の優位性は高まっています。米国内の州を跨ぐような遠隔地への転居はしないまでも、狭い都市部のマンションから郊外へ移住するニーズは引き続き高い状況です。



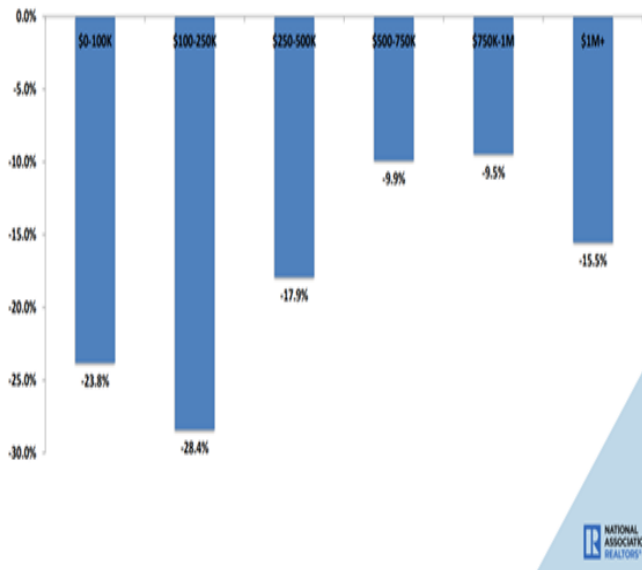
(出所: Kastle Systems)

3. インフレ及び金利の上昇

米国では高水準のインフレが継続しており、建設資材や労働コストの上昇により新規の住宅供給件数が減少しています。またインフレ抑制のために FRB は金融引き締めを継続しており、結果として住宅ローン金利が急上昇しています。米国では

人生の各種イベント時（結婚、出産時など）に家を買替えることが一般的ですが、現在の金利水準で買替えをすれば支払金利が大幅に上昇してしまうため、多くの米国人が住宅取得を見送っているのが実情です。

Percent Change in Sales From a Year Ago by Price Range



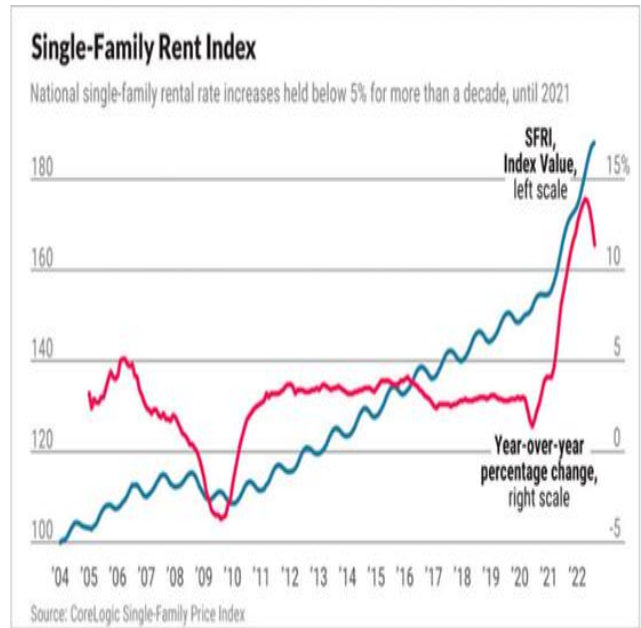
* 価格帯毎の対前年比販売の変化率

(出所: NATIONAL ASSOCIATION OF REALTORS)

4. 賃貸住宅の賃料推移

住宅価格の高騰や住宅ローン金利の上昇により持家取得を諦めた場合、次の選択肢は「賃貸住宅」となります。タイトな住宅需給関係やインフレを背景に、2020年から賃貸住宅の賃料は急上昇しています。現在、大家は強気で値上げ交渉をしますが、その値上げ要請に応じられず退去するケースが多く見受けられます。

アメリカ合衆国国勢調査局によれば、住宅賃料の上昇に伴い2022年8月末時点で約850万人の家賃延滞が発生しているとされています。



* 戸建て家賃指数と前年比変化率

5. 《参考》マンハッタンのオフィス動向 (空室率と賃料推移)

マンハッタンのオフィス動向として特徴的なのは空室率で、現在は14%と過去最高に近い水準となっています。一方、賃料はコロナ前の2019年をピークに下落し、現在はほぼ横ばいで推移しています。賃料、空室率ともに来年以降緩やかに持ち直すことが期待される一方、今後も一定割合のハイブリッド勤務は継続することが予想されており、オフィス市場回復の兆しは見えていません。



(出所: REDAC)

6. まとめ

米国不動産と一言で言っても、米国は非常に広く、地域や不動産の種類によって需給や価格動向は大きく異なります。米国不動産投資を検討する場合でも地域や物件選別が非常に重要となるため、市場動向の変化を適切に把握する必要があります。

ニューヨーク駐在員事務所においても、引き続きお客さまの必要な情報をタイムリーに提供させて頂くよう努めますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

150 East 52nd Street, 17th Floor,
New York, NY 10022 USA

TEL： 212-371-7700

FAX： 212-371-7173

新興国ニュース 第68回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンの最新情報と世界各国の実務情報を Q&A 形式でお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～フィリピン～

【ASEAN+3 労働大臣会合がフィリピンで開催】

労働力の競争を向上させ、地域でより適切な雇用機会を創出することを目的とした第 20 回 ASEAN+3（日本、中国、韓国）労働大臣会合が 2022 年 10 月 29 日にフィリピンのマニラで開催されました。

今回の議長は、フィリピンの労働局(DOLE)からビエンベニド・E・ラゲスマ長官となり、その他日本を含める ASEAN+3 の労働大臣と会談をしました。

主な内容は、パンデミック、気候変動、デジタル化、インフレの継続的な影響によってもたらされる課題と新たな脅威の中で、各国の労働に関する協力体制を強化していく方針が話し合われました。

労働長官のコメントでは、『より広い領域での開発協力は、労働者とその家族の福祉と福利、そして次世代のための仕事の未来促進をするという目的への改善方法を可能にするだろう。』と明かしています。

会議の議題で上位にあったのは、労働者のスキルアップと再スキル化を通じて、ASEAN の労働力が世界で競争できるようにすることです。ラゲスマ長官によると、技術職業教育とその訓練を受けた人材の開発は、当地域の労働環境におけるデジタル変革の中でディーセントかつ収益の高い仕事を促進するうえでは不可欠だとされました。

一方、ASEAN+3 の労働大臣は、当地域の持続可能で包括的かつデジタル化された開発成長を促すための優先事項として、グリーンおよびデジタル部門の促進に焦点を当て、企業家精神の分野でさらに協力していくことにも合意をしました。

インフレと食料供給の混乱が労働者の収入と幸福に影響を与える中、ASEAN 加盟国は、日本、中国、韓国の支援を受けて、近代化された農業を追求し、食料安全保障を確保し、ASEAN の労働者により有利な雇用機会を創出していくとされました。

<参照文献>

<https://www.dole.gov.ph/news/asean3-reaffirms-commitment-to-skills-devt-and-workers-welfare-in-ph-meet/>

(News Release Department of Labor and Employment October 29, 2022)

【従業員の所得税の対象項目について】

2022 年 10 月 7 日にフィリピン国税庁の BIR から Revenue Regulations No. 13-2022 が発行されました。主な内容としては、従業員に付与される株式やその他の形の報酬は、給与と同じく所得税の対象となり、会社は納税をする義務があります。これについては、1997 年の National Internal Revenue でも記されていた『金銭に限らず株式などの形式で受け取ったものは、給与と同じく課税対象となる』を再定義するものとなっています。

また、現物で支払われる報酬は、金銭または金銭以外の形式（たとえば、株式、債券、またはその他の形態の財産）で支払われる場合があります。サービスが金銭以外の形式で支払われる場合、受け取ったものの公正な市場価格は、源泉徴収の対象となる補償として含まれる支払いです。サービスが規定の価格で提供される場合、かかる価格は受け取った報酬の公正な市場価格であると推定されます。従業員が提供するサービスに対する

報酬として会社が従業員に自社株を譲渡する場合、そのような報酬つまり配当金の額は、サービスが提供された時点での株式の公正な市場価値が適用されます。

ここでいう株式ベースの報酬とは、付与者自体(会社)の株式に関連する場合と関連しない場合がありますが、ストックオプション、制限付き株式ユニット、株式評価増価権、および制限付き株式報酬など、さまざまな形式で提供されるすべてのタイプの従業員株式が対象となります。ただし、株式ベース報酬は、給与やボーナスと同様に課税の対象となります。

FRINGE BENEFIT TAX との違いとしては、FRINGE BENEFIT TAX の納税対象はマネージャー職以上などという規定があるのに対して、今回述べられているのは役職を問わず全従業員が対象となる点です。

<参考文献>

https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Advisory/2022%20Posts/RR%20NO.%2013-2022.pdf (Revenue Regulations No. 13-2022)

～各国実務情報 Q&A～

【タイ】

Q, 2022 年のタイ各社の給与動向について、教えてください。

—現状、給与の上昇率は約 5%、賞与は実際には 22 年のはまだ払われていないので定かではありませんが、21 年は 3.5 カ月分、20 年は 2.3 カ月分となっており、21 年より給与上昇率は高いため、3.5 カ月分より平均値は高くなるかもしれません。主に大手の自動車産業関連の給与上昇率や、賞与額が平均値をあげており、弊社のヒアリングした範囲ですとまだコロナの影響を受けている企業

も多いため、実際は 1 カ月相当の賞与額の企業が多いように感じ取れます。

【インドネシア】

Q, 四半期ごとの LKPM レポートを BKPM (インドネシア投資調整庁) へ期限内に提出してはいたはずが、未報告の通知書が来てしまいました。何故でしょうか？

—LKPM レポートとは、Laporan Kegiatan Penanaman Modal (投資活動報告書) の略語となります。

外資企業 (=内資 100%ではない企業) の活動の進捗状況に関する定期報告書のことを指します。すなわち、外国資本が 1%でも入っている企業は、BKPM (投資調整庁) へ投資活動の報告義務がございます。

LKPM の報告内容は以下の通りです。

- ・会社情報
- ・投資額
- ・雇用者の数
- ・生産活動
- ・商品の概要
- ・企業の社会的責任 等

上記の報告内容に不備があると、例え期限内に LKPM レポートを提出していたとしても未報告として扱われますのでご注意ください。

LKPM レポートの報告期限は、各四半期終了の翌月 10 日までです。

よって、4 月 10 日、7 月 10 日、10 月 10 日、(翌年の)1 月 10 日が、各四半期の提出日になります。

【ベトナム】

Q, ベトナムからの帰任の際、ビザはどのように取り消せば良いでしょうか？

ーレジデンスカードで出国して、帰国後に、会社を通じて、出入国管理局の公安に返却するケースや、先にベトナム現地でレジデンスカードを政府当局に返却して、出国のために1か月のビザ延長をして帰国するケースがあります。

状況に応じてどのように返却をするか判断が異なっておりますのでご注意ください。

【メキシコ】

Q, ロイヤリティの率を抑えて、本社に対して配当することは可能ですか？

ー配当の源泉税の方が確かに税率は低いですが、過年度の利益剰余金を含めると利益剰余金がマイナスになっている場合は、現時点では、配当は出来ない状況となっております。

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

品の通関価格は、実際に支払われた価格、若しくは、支払うべき価格であることが定められており、リース品に関する書類に従い、リース品への支払い及びレシー（賃借人）が最初の輸入地点までに支払わなければならない運賃その他の費用を含みます。無償貸与による輸入品の場合、通

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

個人情報処理者の情報処理活動記録 (ROPA) の作成と保存について

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国
・アジア進出支援機構メンバー)

タイ個人情報保護法において、個人情報管理者の指示に基づき実行された個人情報処理活動の記録の作成・保存を個人情報処理者の義務としているのに対し、個人情報保護委員会は、個人情報処理者の個人情報処理活動の記録の作成および保存に関する規定および手続きに関する下位法令を以下のとおり発出した。2022年12月17日発効の官報に掲載され、その180日後に適用となる。

個人情報処理業者の個人情報処理活動を記録するための書式は、法律で定められていない。よって書面または電子情報の記載で足りるが、少なくとも以下の内容を記載する必要がある。

- 1) 個人情報処理事業者及び個人情報処理事業者の代表者を選任している場合は、その氏名及び連絡先、連絡方法を含む情報
- 2) 個人情報取扱事業者が、指示に従い、又は代理して業務をおこなう相手である個人情報管理者の氏名及び連絡先、連絡方法を含む連絡先情報、並びに代理人を選任する場合はその代理人の情報
- 3) 個人情報処理者が個人情報保護責任者を手配する場合は、個人情報保護責任者の氏名及び連絡先、連絡方法を含む情報
- 4) 個人情報処理者が個人情報管理者のために、又は個人情報管理者に代わっておこなう個人情報の収集、使用、開示の種類又は性質の情報（こ

れには、個人情報および割り当てられた個人情報の収集、使用、開示の目的が含まれる)

- 5) 個人情報を海外に送信又は転送する場合は、個人情報を受け取る個人または団体の種類
- 6) 安全対策の記述 (第40条第1項(2)による) 個人情報の処理活動記録は、容易にアクセスできなければならない。そして、個人情報保護委員会事務局情報管理者、又は個人情報保護委員会事務局もしくは個人情報管理者が調査するために指定した者に示す必要がある。

ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせくださいませ。

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

個人所得税率の引き下げ <マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・個人所得税率の引き下げ
- ・最大減税額は、わずか1,000リンギのみ

<個人所得税率の引き下げ>

N子：加藤さん。今回も引き続き、2023年度予算案のお話をお願い致します。

加藤：はい。今までは企業絡み、すなわち法人税関連のお話をさせて頂きました。法人税関連もまだ有るのですが、一応、重要なと思われる内容は前回までにご説明しましたので、残りは後日させて頂くとして、今日から法人税以外の重要ポイントについて、先にお話ししたいと思います。

N子：なるほど。そういう事ですね。では、宜しくお願い致します。

加藤：はい。まずは個人所得税関連です。

N子：はい。

加藤：いちおう、今回の目玉政策と言われている個人所得税率の引き下げについて、ご説明致します。

N子：たしか見かけ倒しなんですか？

加藤：本当にそうなんですよ。とりあえず、ネタバレの前に細かい内容を先にお伝えしますね。

N子：はい。

加藤：まず、居住者のみを対象とする所得税率の引き下げで、非居住者には関係ありません。

N子：なるほど。まあ、大半の読者は居住者なので、メリットは享受できそうですね。

加藤：そうですね。また、いずれ時間があれば、居住者・非居住者の判定方法や課税・免税の範囲

についてもご説明致します。よく、「私は非居住者なので非課税なんです」とか「今年は帰任するため滞在が数十日だけなので、非居住者になるんです」とか言ってる人が居るのですが、全くの間違いなので、いずれ説明させて頂きます。

N子：そうなんです。私も勘違いしてそうです。

加藤：とりあえず、本日の話題である、居住者の個人所得税率の引き下げについて、説明を続けますと、その前提として居住者には累進税率が適用されるという事です。

N子：給料が高い人が多くの税金を払うんですね。

加藤：まあ、そうなんです。それも非常に勘違いが多いところで、特定の所得をヒットすれば、所得全体に高税率がかけられると思っておられる方が多いですね。例えば、課税所得が40万リンギを超える部分は25%の税率が適用されるんですが、40万全体に25%が適用される訳ではないんです。

N子：たしか、所得を切り分けるという事でしたね？

加藤：そうです、そうです。添付の表を見て頂けると分かり易いのですが、例えば年収(課税所得)50万リンギの人で説明すると、その50万リンギを最初の5,000の部分、5,001から20,000の部分、20,001から35,000の部分... という風に切り分けていきます。そしてそれぞれ切り分けられた部分・部分について、ゼロ%、1%、3%... が適用される、という風に計算していきます。

N子：なるほどですね。

加藤：今回の個人所得税率(居住者)の引き下げにおいては、

課税所得(RM50,001 - RM70,000)の部分について(旧レート13%)が(新レート11%)に引き下げ

課税所得(RM70,001 - RM100,000)の部分について(旧レート21%)が(新レート19%)に引き下げ

課税所得 (RM250,001 - RM400,000) の部分について (旧レート 24.5%) が (新レート 25%) に引き上げ

となっています。

N子：なるほど。25万超えると逆に引き上げなんです。

加藤：はい。一見、全体的に税率が2%ほど下がるのかなと思わせるんですが、添付の表・右側の「減税額」を見て頂けるとお分かりの通り、最大メリット (課税所得 70,001~250,000 の方) でも1,000リンギ、250,000を超えるとわずか250リンギの減税額なんです。

N子：それは雀の涙ですね。

加藤：そうですね。政府には多少痛みがあるのに、ほとんど全体としての経済効果は無いと言える規模感だと思います。

N子：良く分かりました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名 (2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

中国および日本の移動規制の動き など〈香港〉

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港政府は新型コロナウイルスに関する各種規制を2022年12月29日より大幅に緩和すると表明しました。海外からの入境者においては到着時PCR検査の義務が撤廃され、香港市内で施設の入場時などに必要とされていたワクチンパス制度も廃止となります。2023年1月8日より中国本土から香港入境の許可手続きが再開され、1月8日より香港から中国本土への隔離なしの入境が可能となる方向で調整中です。

そして中国ではゼロコロナ政策からの方針転換によりこれまでの厳しい制限が一気に緩和され、その反動からか国内で新型コロナの感染が爆発的に広がっています。そんな状況ではありますが本年1月8日からは海外から中国への入境者に対する隔離を撤廃するとし、コロナ前のように中国本土から海外への渡航者も急増すると見込まれます。

こういった動きから日本政府は水際対策の強化を急遽発表し、中国本土からの直行便を2022年12月30日（午前0時）より成田国際空港、羽田空港、関西空港、中部国際空港の4空港のみに限定し、増便しないよう航空会社に要請しました。それに伴い訪日中の香港人旅行客にまで影響が出る事態となっています。

休暇が続くこの時期の急な方針転換で、ようやく回復し始めた観光業界に影響を及ぼすことになってしまいましたが、香港在住の日本人の方の中にも今年の年末年始や旧正月の休暇には日本への帰国を考えている方も多いのではないのでしょうか。日本で久々にご両親や親族と直接会う機会のある方、あるいは帰国されなくても休暇を利

用してゆっくりオンライン帰省をされる方、将来のことについて一度深く話してみたいかどうかでしょうか。

超高齢化社会に突入している日本ではすでに「終活」が定着しつつあり、身の回りの整理、葬儀の予約、介護や遺産相続について生きているうちから家族と話しておくことが一般的になってきました。香港も同じく少子高齢化社会ではありますが、まだまだ「死」について面と向かって語ることは縁起が悪いとされタブー視されています。誰も自分や家族の最期について想像することは気が進まないものですし、健康に暮らしているうちは今すぐ考える必要がない気がして後回しにしてしまいがちです。しかしながら、海外に住んでいるからこそ離れて住んでいる身内と、将来のことを話し合っておくと良いかもしれません。

「終活」というと高齢者だけのことに思えますが、いくつであっても将来のことを考えて準備しておくことはできます。例えば親族の関係や連絡先を明確にしておく、友人の連絡先リストを作る、銀行や保険関係など大切な書類を整理して家族と共有しておくこともできます。そして遺産については保有している資産を整理して、必要であれば遺言書を残しておくことで残された家族が遺産相続で争うことが減ると言うメリットがあります。

特に海外在住者にとって、遺産相続は特殊な手続きが必要となります。日本国内の資産を相続する場合、日本の相続税が適用され課税されます。相続人と被相続人の両方が海外在住であっても、国籍を問わず、日本国内の財産は日本の課税対象となります。海外の資産を相続する場合は、相続人か被相続人のいずれかが日本に住んでいる場合は日本国内の相続税が適用されます。もし両者

とも海外に居住しており 10 年経っている場合は日本の税制は適用されませんので、居住している年数により変わることを知っておくと良いでしょう。

また、遺産分割は日本国内にいる相続人だけで行うものではなく、海外在住であろうとも相続人は遺産分割協議には参加しなければなりません。実際に遺産相続が整えば、次は遺産分割協議書を作成することになります。これには署名、実印の押印、印鑑証明の添付が必要となります。海外在住の場合はこの実印に代わりに署名で済ますことができます。在外日本領事館でサイン証明を発行してもらい、それを遺産分割協議書と合わせて提出することで手続きが進められます。また住民票が必要な場合でも、海外在住者は日本国内に住民票がないため代わりに在外日本領事館において「在留証明書」を発行してもらうことで対応が可能です。日本在住者よりも手続きに手間がかかりますが、日本へ帰国しなくても、相続手続きを海外で進めることは可能です。

ご不明点があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

日本国内グループ企業間での再編時の“吸収合併”は、吸収合併なのか？ 持分譲渡なのか？

～中国の税法関連規定と過去の判例より～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

昨今のコロナ禍による経済状況の変化により、中国国内のグループ企業間だけでなく、中国現地法人を傘下に持つ、中国から見た非居住者企業同士となる日本国内グループ企業の再編も散見されています。

この日本国内グループ企業の再編は、中国の非居住者企業間同士であるが故に、傘下の中国現地法人について中国国内での出資者変更を始めとした各種手続きや中国での課税の可能性を失念しがちであり、当該現地法人の清算や持分譲渡時に各種手続き等の瑕疵が判明し、結果として税務面では長期に亘る延滞金の追徴を命じられる可能性も考え得ます。この為、日本国内グループ企業間での再編の検討時には、中国国内の手続きや課税関係にも留意が必要です。この為、本稿では過去に中国の非居住者企業間の再編にて追徴課税を命じられた判例をご紹介します、留意事項を併せて説明します。

1. 過去の判例紹介

中国人民法院（日本の裁判所に相当）の判例から、吸収合併による海外でのグループ再編取引は“持分譲渡”であり、更に特殊税務処理（日本の税制適格に相当、詳細右述）要件を満たさず、課税された事例をご紹介します。

【事例】

原告：イタリア X 社

被告：山東省煙台市国家税務局

（以下“煙台市国家税務局”と表記）

概要：原告の X 社は、グループ内組織の最適化の為に、出資関係と管理体制を簡素化するとの目的で、吸収合併が株主総会にて決議、実施された。

これに対して、被告の煙台市国家税務局は X 社のいう吸収合併は、実質的には Y 社の有する Z 社持分の X 社への直接持分譲渡と認定され、譲渡価格は独立第三者間取引に合致しないと主張。

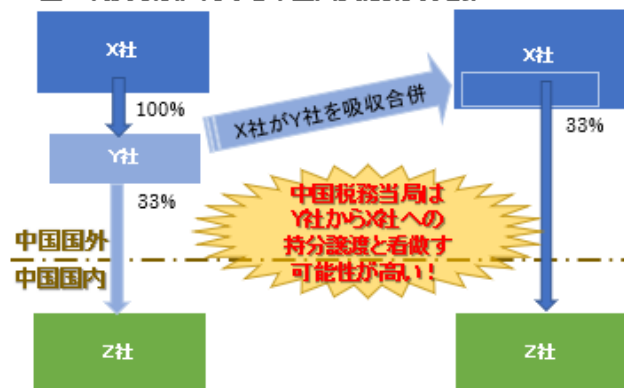
判決：国家税務局「2013」72号において、“海外企業の合併が、中国居住者企業の持分の被譲渡をもたらす場合、非居住者企業の持分譲渡の規定に属する”と明記していることから、被告（煙台市国家税務局）の認定についての合法性は証明された“として、被告の主張を支持した。

(1) 持分譲渡？ or 合併？

本判例では、X 社による Y 社の吸収合併（下図 1 参照）は、国家税務局「2013」72号ⁱⁱに則り、持分譲渡との認定に何ら問題ない”との立場を採りました。

更に、本件では現地法人 Z 社の企業価値が当初より上昇し、実際に持分譲渡をすれば譲渡益が生じる状態だった為、X 社と Y 社間にて実際に“譲渡対価”の決済は無かったものの、看做し譲渡益に対する納税が求められました。

図1:判例取引に対する中国人民法院の見解



特殊税務処理とは：

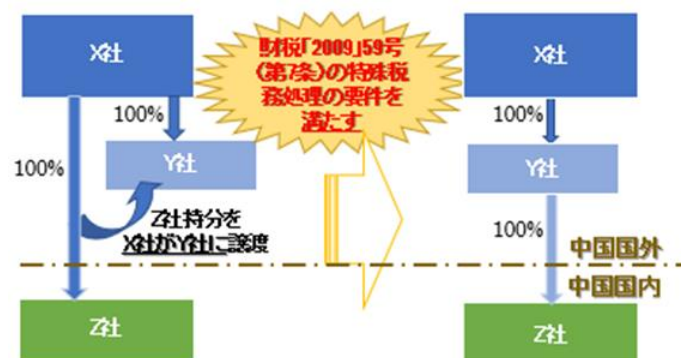
組織再編行為において、対象資産（本件であれば Z 社持分）は、公正価値（以下“時価”）での取引が原則であり、時価が当該資産の帳簿価額（以下“簿価”）を上回れば、譲渡益に対する課税が生じます。しかし、財税「2009」59号等による組織再編税制では、“合理的な事業目的があり、且つ税金納付の減少、免除又は遅延を主な目的としない取引”に対し、特殊税務処理の要件を充足すれば、譲受側は全ての資産・負債を簿価で引継ぐ為、譲渡側に譲渡益/譲渡損が発生せず、次に譲受側が当該対象資産を（例えばグループ外の企業に）売却した場合に、譲渡益/譲渡損が認識されるとの税務処理になります。

(2) 特殊税務処理の適用の有無

もし吸収合併では無く持分譲渡と認定されたとしても、特殊税務処理が適用されれば、(看做し) 譲渡益課税の繰延べが可能であり、現時点では課税が発生しませんが、本判例では、本取引が“特殊税務処理の適用要件に該当しない”との見解も示されており、注意が必要です。

中国の非居住者企業間の持分譲渡にかかる組織再編税制では、特殊税務処理の要件として、財税「2009」59号ⁱⁱⁱ（第5条）に加えて、同第7条（一）等を満たす必要があります^{iv}。同条項は（右図 2-B の通り）、親会社から子会社（X 社から Y 社）に親会社の有する中国現地法人（Z 社）持分が譲渡される取引です。一方、本判例では対照的に（下図 2-A の通り）、子会社から親会社（Y 社から X 社）に譲渡される逆向きの取引であり、“特殊税務処理の要件には該当しない”とされた結果、課税の繰延べも認められませんでした。

【図 2-A：子会社から親会社への持分譲渡】

【図 2-B：子会社から親会社への持分譲渡】


*単純化の為に、本判例とは異なり、全て出資比率 100%に変更した。

尚、日中租税条約^v（第 13 条）においても、日本企業など一方の締結国の企業が、当該他方の締結国（以下、“中国”）に有する資産(事業譲渡類似の株式等を含む)の譲渡から生じる収益に対し、中国に課税権を認めています。

2. 留意事項

あくまでも一般論となりますが、現行の中国国内の税法規定や本判例等を踏まえた現状から鑑みれば、今回と同様の吸収合併は“持分譲渡”と看做されて課税されることに、特段の違和感は無いものと思われれます。

また、本取引では財税「2009」59号に則り、特殊税務処理が否認される可能性の高いケースでしたが、もし逆の（上図 2-B の）よう



な、特殊税務処理の適用要件に該当すると見受けられるケースでも、税務局が“合理的な商業目的を有しない”等を理由に特殊税務処理を認容しないなど、実務的な特殊税務処理の適用ハードルは非常に高いと考えられます。この為、中国子会社を傘下に有するグループ再編時には、中国税法上の規定を踏まえた課税の可能性やその税額のインパクトを検討事項に加味する必要があります。

もし既に本件のような中国現地法人の“持分譲渡”を実施済にもかかわらず、中国の行政当局への対応が未済の場合、早急に当該取引に対する精査を行い、課税の可能性や各種手続きの実施など、必要に応じて、専門家も交えた迅速かつ慎重な対応が必要でしょう。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ⁱ 詳細は、烟台市芝罘区人民法院行政判决书(2015)芝行初字第16号を参照のこと。

ⁱⁱ 国家税務局「2013」72号の原文、及び、同72号の第7条を改定した国家税務総局公告「2015」年第22号の原文は下記URLの通り。

URL: [关于非居民企业股权转让适用特殊性税务处理有关问题的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

URL: [关于修改《非居民企业所得税核定征收管理办法》等文件的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

ⁱⁱⁱ 財税「2009」59号の詳細は下記URLの通り。

URL: [《财政部 国家税务总局关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》\(財税〔2009〕59号\) \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

^{iv} 更に、第7条(一)の“当該持分譲渡の源泉所得税負担の変化に繋がらず、且つ、譲受者の非居住者企業の持分を3年以内は譲渡しない”や第6条(二)及び財税「2014」109号の“買取企業の買取った持分が被買取企業の全持分の50%以上”等も充足する必要がある。

^v 原文(日本語)は下記URLの通り。

URL: [China1983.jp_en.pdf \(mof.go.jp\)](http://China1983.jp/en.pdf)